

# パネル処理の取り扱い要領

**CEMSAR RC 100**

一般財団法人 省エネルギーセンター  
エネルギーマネジメントシステム審査員評価登録センター

## 制定・改定履歴

版番号	年月日	制定、改定内容
00	2012年5月25日	制定
01	2013年8月1日	日数及び単価に係る記載、忌避理由に係る記載を追加
02	2016年1月1日	運営組織の変更に伴う記載の変更

## パネル処理の取り扱い要領

本要領は、異議及び苦情申立て者が、CEMSAR の判定結果に対してパネル処理を求める場合の、申立て及びその処理の取り扱いに関する要領を示したものである。

### 1. 関連文書

CEMSAR RA 400 審査員評価登録に係わる異議及び苦情の申立ての取り扱い

CEMSAR RT 400 研修コース承認に係わる異議及び苦情の申立ての取り扱い

### 2. パネル処理の申立て

2.1 「審査員評価登録に係わる異議及び苦情の申立ての取り扱い (CEMSAR RA 400)」及び「研修コース承認に係わる異議及び苦情の申立ての取り扱い (CEMSAR RT 400)」に従い CEMSAR に対して異議及び苦情を申立てた者は、CEMSAR からの判定結果の通知に関して、パネル処理の申立てをすることができる。

2.2 パネル処理を求める申立て者（以下、「申立て人」という。）は、判定結果の通知受領後 30 日以内にパネル処理申立てを文書（FAX 及び電子メールを含む）で提出しなければならない。また、申立て人は、その申立てが最終的に却下された場合、その審理に要する費用を負担することをあらかじめ了承し、その証拠として、申立てに際して証拠金 2 万円をセンター指定の銀行口座に振り込まなければならない。この証拠金は、審理の結果申立てが正当と認められた場合、申立て人に全額返却される。事務局は、申立て人から要求がある場合には、審理に要する費用を算出するのに用いる単価を申立て人に対して通知するものとする。

2.3 パネル処理申立て文書には、申立て人の氏名及び連絡先、申立ての年月日、申立て事項及び事由を明記し、必要な場合は証拠となる書類を添付するものとする。

2.4 パネル処理が申立て人より求められた場合、CEMSAR は運営委員会にその旨を諮り、運営委員会は申立てを受理し、申立ての受領後 30 日以内にパネルを設置する。

### 3. パネル処理申立ての受理

3.1 CEMSAR は、指定の銀行口座への振り込みの確認及びパネル処理の申立て文書の提出の確認（FAX 及び電子メールを含む）をもってパネル処理申立てを受領するものとする。振り込みの確認は、パネル処理の申立て文書の提出の確認の後、10 日以内に行うものとする。指定の銀行口座への証拠金の振込みがない場合は、パネル処理申立ては取り消されたものとする。

3.2 パネル処理の申立てが、運営委員会によって了承されたことをもって、パネル処理の申立てが受理されたものとし、申立て人に対して申立ての受理を通知する。

3.3 CEMSAR は、パネル処理の申立てを受領しパネルが審理中においては、パネル処理を

申請した「申請者、登録者、承認申請機関又は運営研修機関」の評価、承認、登録に係わる全ての業務を停止する。また、当該申請者の力量試験の再受験を禁止する。

#### 4. パネルの構成

4.1 パネルは、運営委員会委員又はそれ以外の外部者から選ばれた、主査 1 名及び委員 2 名（以下、「委員等」という。）により構成することを基本とする。ただし、1 名以上は運営委員会委員とする。

注記：運営委員会は、CEMSAR の運営の公平性を確保するために、学識経験者、関連する外部団体のメンバーなどに対して、特定の利害関係者が支配的になることのないように人選して、一般財団法人省エネルギーセンター（以下、「財団」という。）が委員を委嘱し設けた審議組織である。

4.2 CEMSAR は、申立て人と利害関係の無い者から委員等を選定し、運営委員会が同意するものとする。

4.3 CEMSAR は、申立て受理後 60 日以内に委員等の氏名、所属等を当該申立て人に通知する。申立て人は、委員等の候補者に同意できない正当な理由がある場合は、通知日から 10 日以内に委員等の忌避を申し出ることができる。この期間内に忌避がない場合は、同意したものとみなす。

4.4 申立て人からの忌避の申し出があった場合、その可否は、忌避の理由が相当のものであるか否かについての運営委員会の判断によるものとする。CEMSAR は、忌避が否とされる場合は、その旨を申立て人に連絡し、委員に係る利害関係の存在など忌避が可とされる場合は、当該の委員等を変更し申立て人に連絡する。可否の判断は、対象となる委員等ごとに個別に行うものとする。

#### 5. パネル処理

##### 5.1 審理

- 1) パネルは、委員等の確定後 30 日以内に審理を開始（第 1 回パネル会議の開催）することを基本とする。
- 2) パネルは、申立て人の評価・判定に携わった者及びパネル主査が判定のために出席を必要と考えた者をパネル会議に出席させることができる。
- 3) パネルは、原則として申立て人に、パネル会議の場における意見申立ての機会を与えるものとする。
- 4) 申立て人は、申立て人の推薦者、業務経験の証明者等関係者がパネルの審理に協力するようにしなければならない。また、パネルから要請があった場合、追加の関係資料の提出及び／又は事情聴取に協力するものとする。
- 5) 申立て人は、パネル会議開催 1 週間前までにパネル主査に文書で申し出た場合に限り、自己の指名する証人をパネル会議に出席させることができる。

- 6) パネルは、出席者に開催日の 10 日前までにパネル会議の開催日時及び場所を通知する。
- 7) パネルが申立て人にパネル会議への出席を要請した場合に、正当な理由なく申立て人が欠席した場合は、申立ての撤回があったものとみなす。

## 5.2 判定と処理

- 1) 判定は、委員等の 3 分の 2 以上の賛成をもって処置を決定する。
- 2) パネルは、第 1 回のパネル会議開催後 90 日以内に結論をだすものとする。
- 3) CEMSAR は、パネルの結論に基づき、申立て人に異議申し立て及び苦情の受諾又は却下を文書（FAX 及び電子メールを含む）で通知する。
- 4) CEMSAR は、パネルが異議申し立て及び苦情申し立てについて受諾すべき判定を行ったときは、その判定に基づき適正な処置をとるものとする。
- 5) CEMSAR は、パネルの判定により、異議申し立て及び苦情申し立てが受諾された場合には証拠金全額を申立て人に返却し、却下された場合にはパネル処理に要した費用（委員謝金、交通費、調査費用等）を清算し申立て人に請求する。
- 6) CEMSAR は、申立て人がパネルの結論に対して司法機関への提訴（管轄裁判所は東京地方裁判所とする）を行うことを妨げない。

## 6. 言語

パネルでの使用言語は日本語とする。外国語を使用する申立て人がパネルに出席する場合は、申立て人が日本語への通訳を同伴するものとする。

## 7. 銀行口座

センター指定の銀行口座とは、下記をいう。

銀行名	みずほ銀行
支店名	第五集中支店
預金種別	当座預金
口座番号	2 6 5 1 1 3 3
口座名義	一般財団法人省エネルギーセンター